

による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の当該教育訓練費の額の合計額の百分の一二十（教育訓練費増加割合（当該連結事業年度の当該教育訓練費の額の合計額から比較教育訓練費の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の合計額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 比較教育訓練費の額 連結親法人又は適用年度（前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする連結事業年度をいう。以下この号及び第六項において同じ。）終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度の連結親法人事業年度開始の日の二年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「二年内事業年度」という。）につては当該二年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（二年内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の二年内事業年度の月数）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とす

る。) の合計額を当該二年以内に開始した各連結事業年度の数(二年以内事業年度の数を含む。)で除して計算した金額をいう。

4| 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5| 第一項又は第二項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6| 前三項に定めるもののはか、第一項又は第二項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人である場合における適用年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7| 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで(税額控除)」とあるのは「第八十一条の十七まで(税額控除)」又は租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項若しくは第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)」並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項及び第二項(教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)」とする。

(特定設備等の特別償却)

第六十八条の十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

連結子法人のうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる連結法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得価額（第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。）との合計額とする。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乘ずべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

法 人	資 産	割 合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産（新設又は増設に係るものの中政令で定めるものの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定める連結法人（畜産業を営む連結法人については、政令で定める連結法人については、	当該機械その他の減価償却資産（新設又は増設に係る該機械その他の減価償却資産のうち政令で定めた減価償却資産のうち政令で定められた構築物については、百分の十）	百分の十四（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定めた構築物については、百分の十）

(特定設備等の特別償却)  
第六十八条の十六 同 上

法 人	資 産	割 合
一 同 上	同 上	
(二)	百分の十六（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定めた構築物については、百分の十）	

限る。)		
二 省 略		
三 政令で定める海上運送業を営む連結法人	省略	

当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶

当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の設備

百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもので当該事業の經營の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

二 同 上		
三 同 上	同 上	
四 同 上	同 上	

当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶及び機械その他の設備

百分の十六（当該船舶のうち本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）で当該事業の經營の合理化に著しく資するものとして政令で定めるもの及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については、百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については、百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に

四省略	省略	省略
-----	----	----

## 2 省略

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設設計画の同意の日から平成十九年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十四（建物及びその附属設備については、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 省略

(保全事業等資産の特別償却)

第六十八条の十八 連結親法人で山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）であるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）を受けた同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この項において「保全事業等の計画」という。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該保全事業等の計画に記載された建物及び

四同上	同上	同上
-----	----	----

## 2 同上

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設設計画の同意の日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の二十四（建物及びその附属設備については、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 同上

(特定中核的民間施設等の特別償却)

第六十八条の十八 連結親法人（その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人に限る。）が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する特定中核的民間施設（以下この項において「特定中核的民間施設」という。）を取得し、又は特定中核的民間施設を建設して、これを当該連結親法人の事業の用に供した場合に

限る。（）につい  
ては百分の十九  
とし、当該機械  
その他の設備に  
ついては百分の  
六とする。）

その附屬設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の当該保全事業等資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる限り、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の普通償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額とする。）との合計額とする。

2) 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

は、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定中核的民間施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定中核的民間施設が第四十三条の三第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2) 次の表の各号の第一欄に掲げる連結親法人が、当該各号の第二欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から二年以内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる限り、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	計 画	資 産	割 合
一 山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人である連結親法人（地方公共団体の出資又は親法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」と	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属物及びその附属設備については、	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の六）
	めるもの	に機械及び装置のうち政令で定めるもの	

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

31 第六十八条の十六第一項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九（当該地震防災対策用資産が

二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備については、百分の七）
---	--	-----------------------------------

## 2 省略

### (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却)

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十四条の二第一項に規定する特定高度技術産業集積地域（以下この項において「特定高度技術産業集積地域」という。）内において、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する特定資産（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む同条第一項に規定する高度技術工業（以下この項において「高度技術工業」という。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあつては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十四（建物及びその附属設備については、百分の七）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 省略

### (事業革新設備の特別償却)

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に、その製作の後事

地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 同上

### (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却)

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十四条の二第一項に規定する特定高度技術産業集積地域（以下この項において「特定高度技術産業集積地域」という。）内において、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する特定資産（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む同条第一項に規定する高度技術工業（以下この項において「高度技術工業」という。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあつては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十四（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 同上

### (事業革新設備の特別償却)

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事

業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第四十条の四第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第一号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

## 2 省略

### （特定電気通信設備等の特別償却）

第六十八条の二十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十八年五月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条 第五号に規定する電気通 行うための設備のうち電気		
百分の五（有線 テレビジョン放		

## 2 同上

### （特定電気通信設備等の特別償却）

第六十八条の二十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 同 上	同 上	
百分の六（有線 テレビジョン放		

信事業者（次号において  
「電気通信事業者」とい  
う。）又は有線テレビ  
ジョン放送法第二条第四項  
に規定する有線テレビ  
ジョン放送事業者に該当す  
る連結法人

通信の利便性を著しく高め  
るものとして政令で定める  
もの

送における電気  
信号の伝送又は  
変換の効率化に  
資する効果が特  
に著しいものと  
して政令で定め  
るものについて  
は、百分の十）

	二 電気通信事業者又は有 線放送電話に関する法律 第五条に規定する有線放 送電話業者に該当する連 絡法人	当該法人と利用者との間に おける電気信号の伝送を高 速かつ広帯域で行うための 設備のうち電気通信の利便 性を著しく高めるものとし て政令で定めるもの（前号 に掲げる資産を除く。）	百分の十二
三 省 略	省 略	省 略	百分の十

## 2 省 略

### （商業施設等の特別償却）

第六十八条の二十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日（同表の第四号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる連結法人及び同表の第四号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条

## 2 同 上

### （商業施設等の特別償却）

第六十八条の二十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日（同表の第五号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を作成し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる連結法人及び同表の第五号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条

	二 同 上	同 上	百分の十五
三 同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同 上	

第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 事業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）、出資組合である商工組合若しくは商店街振興組合連合会又は商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会	中小小売商業振興法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画（次号において「認定商店街整備計画」という。）に係る共同利用施設	百分の八（当該第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画（次号において「認定商店街整備計画」という。）に係る共同利用施設のうち公衆の利便を図るためにして政令で定めるものについては、百分の十二）
二 中小小売商業者等（中小小売商業振興法第六条に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する連結法人	認定商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	百分の八
三 生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設	百分の八

第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 同 上	中小小売商業振興法第六条に規定する認定計画（次号において「認定計画」という。）のうち政令で定めるものに係る共同利用施設	同 上
二 中小小売商業者等（中小小売商業振興法第六条第一号に規定する中小小売商業者又は中小サービス業者をいう。）に該当する連結法人	認定計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの	同 上
三 同 上	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画に係る共同利用施設	同 上
四 中小企業流通業務効率		

四 省 略	省 略	省 略
-------------	--------	--------

2 省 略

(製造過程管理高度化設備等の特別償却)

第六十八条の二十五

化促進法第二条第一項第 六号に掲げる法人に該当 する連結親法人（政令で 定めるものを除く。）	る認定計画に係る共同利用 施設のうち政令で定める建 物及びその附属設備
同 上	同 上

2 同 上

(飼料製造設備等の特別償却)

第六十八条の二十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第

四十四条の八第一項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたも  
る認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第七十一号）の施行の日から平成十九年三月三十日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるも  
の）に限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、そ  
の製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造  
取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当  
該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に

供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十（建物及びその附属設備については、百分の五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2) 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

#### （医療用機器等の特別償却）

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十二条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（次号又は第三号に掲げるものを除く。） 百分の十四

二 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

三 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十二条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3) 第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

#### （医療用機器等の特別償却）

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（同表の他の号の規定の適用を受けるもの）を除く。以下この項において「医療用機器等」という。）を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十二条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法人	法 人	資 本	割 合
一 医療保健業を営む連結	イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四	
ロ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品	百分の二十		

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設してこれを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設してこれを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に第四十五条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

で政令で定めるもの	ハ 医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の八	百分の二十
二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第九条に規定する認定事業者で同法第二条に規定する特定民間施設の設置及び運営に係る事業を営む連結法人	当該特定民間施設の機能の発揮に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの		

### 3 省 略

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していいた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項目において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用等建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の第四十五条の二第四項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 5-8 省 略

#### （経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）

第六十八条の三十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものととして営む場合として政令で定める場合には、当該適用事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額

### 3 同 上

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していいた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項目において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用等建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の第四十五条の二第四項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 5-8 同 上

#### （経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第六十八条の三十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額

個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかる場合は、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項に規定する承認のあつた日から当該承認のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該承認のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度をいう。

3・4 省略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二

に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において中小企業革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で平成十一年七月一日から平成十七年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該連結親法人又はその連結子法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

二 当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者（中小企業革新支援法第二条第一項第六号に掲げる者を除く。）に該当し、かつ、当該適用事業年度において沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

2 前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に規定する承認のあつた日から当該承認のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該承認のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度をいう。

3・4 同上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二

十五) 以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 216 省略

### （農業經營改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

#### 第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号二に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、適用連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受け

る連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、適用連結事業年度終了の日において次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 216 同上

### （農業經營改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）

#### 第六十八条の三十二 同上

十五) 以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業經營改善計画」という。）に係る同法第十ニ条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

#### イヽ二 省 略

#### 2-4 省 略

##### （優良賃貸住宅等の割増償却等）

第六十八条の三十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業經營改善計画」という。）に係る同法第十ニ条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

#### イヽ二 同 上

#### 2-4 同 上

##### （優良賃貸住宅等の割増償却等）

第六十八条の三十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の

規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十五（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 2 省略

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十三年八月五日から平成十九年三月三十日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

## 2 同上

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十三年八月五日から平成十七年三月三十日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

#### 4 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

#### 6・7 省略

##### （特定再開発建築物等の割増償却）

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、昭和六十年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）での用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

#### 4 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかる賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

#### 6・7 同上

##### （特定再開発建築物等の割増償却）

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、昭和六十年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）での用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。